毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年11月９日
月　曜　日

第5590号

目　　次

告　　示
○指定公金事務取扱者の指定　1
○指定障害児通所支援事業者の指定　2
○指定障害福祉サービス事業者の指定
内水面漁場管理委員会指示
○１月１日から２月末日までにおけるさくらますの採捕規制　3
公　　告
○物品等の売却に係る一般競争入札の実施
○県有財産の売却に係る一般競争入札の実施　6
公安委員会公告
○駐車監視員資格者講習の開催　10
監査委員公告
○監査の結果の公表　12

告　　示

富山県告示第479号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第２項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の２の規定により告示する。

令和８年11月９日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

ＮＴＴ西日本株式会社

２　指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

関係人口支援デジタルポイント付与試行業務

３　指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和８年10月１日から令和９年３月31日まで

４　指定公金事務取扱者を指定した日

令和８年10月１日

富山県告示第480号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の５の３第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の５の25第１号の規定により公示する。

令和８年11月９日

富山県知事　新　田　八　朗

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	令和８年11月１日	1651900126	株式会社ラ・ファミーユ	高岡市石瀬６番地１	多機能型重症児デイサービス　おはな　いみず	射水市中村137番地１

富山県告示第481号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第１号の規定により公示する。

令和８年11月９日

富山県知事　新　田　八　朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

居宅介護 重度訪問介護	令和８年11月１日	1610201079	株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６番１号	医心館 訪問介護ステーション高岡	高岡市羽広一丁目９番５号

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

指　　示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県内水面漁場管理委員会指示第４号

１月１日から２月末日までにおけるさくらますの採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第１項及び第 171条第４項の規定により、さくらます採捕について次のとおり制限する。

令和８年11月９日

富山県内水面漁場管理委員会

会　長　竹　　野　　博　　和

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面	令和９年１月１日から同年２月28日まで

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月９日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　入札に付する事項

⑴　売却物品等の名称及び数量

小型特殊自動車　射水市あ4068　１台

⑵　売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

⑶　引渡期限

令和９年１月６日

⑷　引渡場所

入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第 167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第３項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

⑶　この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

３　競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、４の⑴の機関へ直接持参するか又は郵便（４の⑶の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

４　入札参加申込書の提出場所等

⑴　入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8501　富山市新総曲輪１番７号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話　076－444－3423、3424（直通）

⑵　入札説明書の交付方法

令和８年11月９日から令和８年11月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで、前記⑴の場所において希望者に無料で交付する。

⑶　入札参加申込書の提出期限

令和８年11月20日（金）　午後５時15分

５　入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

６　入札及び開札の日時、場所等

⑴　入札及び開札日時

令和８年11月30日（月）　午前11時00分

⑵　入札及び開札場所　〒930－8501　富山市新総曲輪１番７号

富山県庁入札室（本館１階）

⑶　開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

７　入札保証金に関する事項

入札説明書による。

８　契約保証金に関する事項

入札説明書による。

９　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

⑶　その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10　入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

⑶　入札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

12　その他

⑴　契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

⑵　入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

⑶　その他詳細は、入札説明書による。

県有財産の売却に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月９日

富山県知事　新　田　八　朗

１　入札に付する物件

下記の物件を一括で入札に付する。

番号	所在地	数量（登記簿）	地目	備考
1	魚津市本江字窪畑519-1 ※建物付土地	1,629.80平方メートル	宅地	土地：魚津市 建物：県
2	魚津市本江字窪畑519-15 ※建物付土地	661.17平方メートル	宅地	土地・建物：県
3	魚津市本江字窪畑531-1	445.46平方メートル	宅地	土地：県

※　入札に付する物件のうち、番号１の土地は、魚津市所有であるが、県が一括して入札を行う。

２　入札の資格

入札には、個人、法人を問わず参加できる。また、２名以上の共有名義（※）で参加することもできる。

※１　所有権を登記する際に共有とする場合は必ず共有名義で申し込むこと。

※２　入札書の入札者欄に記載された者を代表として入札保証金及び売買代金の納入を行うこと。

ただし、下記⑴から⑹のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

また、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

⑴　地方自治法施行令第 167条の４第１項各号又は第２項各号に該当すると認められる者

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号から第４号まで及び第６号に該当する者

⑶　次のいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ　暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑷　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第 147号）に基づき、同法第５条「観察処分」の決定を受けた団体及びその構成者若しくはその関係者

⑸　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者

⑹　この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得ない者

３　競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提

出期限までに４⑴の場所へ直接持参するか又は郵便（４の⑶の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

４　入札参加申込書の提出場所等

⑴　入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する所属の名称）

〒930-8570　富山県富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部警務部会計課施設整備室

電話　（代表）076-441-2211（内線）2246、2247

⑵　入札説明書の交付方法

令和８年11月９日から令和８年11月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで、前記⑴の場所において希望者に無料で交付する。

⑶　入札参加申込書の提出期限

令和８年11月27日（金）午後５時15分

郵送の場合は、４⑴の場所に上記期限まで必着とし、書留郵便等発送の記録が残る方法をとること。

持参の場合は、受付は行うが、その場での審査は行わない。

５　入札及び開札の日時及び場所

⑴　日時　令和８年12月３日（木）午前10時から

⑵　場所　富山県富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部 901会議室

⑶　受付期間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付ける。

６　入札保証金

⑴　入札に参加しようとする者は、現金により、県所有の物件に係る入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければならない。

⑵　魚津市所有の物件に係る入札保証金は、魚津市に納める必要がある。

７　落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

８　入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第４号）第５条及び入札心得（魚津市ホームページ上で公開されているものをいう。）第６条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

９　契約の締結

落札者は、令和８年12月14日（月）までに契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は県及び魚津市に帰属する。

10　売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事及び魚津市長の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければならない。

11　用途の制限

⑴　落札者は、売買契約締結の日から起算して５年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供することができない。

⑵　落札者は、売買物件を暴力団関係施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

12　現地説明及び内覧の日時及び場所

番号	日時	場所
1	令和８年11月17日（火）　午前10時	物件番号１、２及び３の所在地

現地説明及び内覧に参加する者は、令和８年11月16日（月）午後５時までに14の問合せ先に電話で申し込むこと。

13　その他

⑴　現地説明及び内覧に不参加の者が入札に参加した場合でも、現地説明における説明事項、建物の状態等について、全て了知しているものとみなす。

⑵　現地説明及び内覧を希望する者がいなかった場合は、現地説明及び内覧は行

わない。

⑶　県及び魚津市は、本件入札の結果及び契約内容（個人に関する情報等を除く。）について、事後に公表するものとする。

⑷　その他詳細は、入札説明書による。

14　問合せ先

富山県富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部警務部会計課施設整備室

電話番号　（代表）076-441-2211（内線）2246、2247

駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の13第１項第１号イの規定により駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第６条の規定により公示する。

令和８年11月９日

富山県公安委員会委員長　庵　栄伸

１　講習の開催日時及び場所

区　分	日　時	場　所
第１日目	令和８年12月21日（月） 午前９時から午後５時20分までの間	富山市新総曲輪１番７号 富山県警察本部
第２日目	令和８年12月22日（火） 午前９時から午後５時15分までの間	
修了考査	令和８年12月28日（月） 午前10時から午前11時までの間	

２　受講手続

⑴　申込期限

令和８年12月14日（月）午後５時

⑵　申込先

〒930-8570

富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

⑶　申込みに必要な書類等

ア　駐車監視員資格者講習受講申込書　　１通

駐車監視員資格者講習受講申込書は、令和８年11月９日（月）から令和８年12月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後３時30分までの間、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係において交付する。

なお、富山県警察のホームページに掲載する様式の印字使用を可とする。

イ　本人の写真　　１枚

受講の申込み前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm×横 2.4cmの大きさのもの

ウ　受講手数料　　20,000円

富山県手数料収納窓口による手数料収納によること。

なお、窓口による手数料収納について、詳しくは駐車対策係まで問い合わせること。

３　申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係へ２⑶の「申込みに必要な書類等」を持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和８年12月14日（月）までに必着とすること。

または、行政手続オンラインによる申請によっても受け付ける。詳しくは駐車対策係まで問い合わせること。

４　その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

５　講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

（電話076-441-2211・内線5134、5135）

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第１項、第２項、第４項及び第７項の規定に基づき、令和８年９月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年11月９日

富山県監査委員　奥　野　　詠　子
富山県監査委員　井　上　　学
富山県監査委員　田　中　　篤　人
富山県監査委員　髙　橋　　正　樹

１　県の機関

⑴　監査対象箇所

		監査年月日
危機管理局	消防課	令和８年９月４日
地方創生局	多文化共生推進室	令和８年９月４日
経営管理部	秘書課	令和８年９月４日
農林水産部	新川農林振興センター	令和８年９月15日
同	富山農林振興センター	令和８年９月７日
同	砺波農林振興センター	令和８年９月11日
土木部	利賀川ダム管理事務所	令和８年９月25日
同	富山新港管理局	令和８年９月15日

⑵　監査対象年度

令和６年度及び令和７年度

⑶　監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象箇所から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったの

で、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

ア　歳入調定金額の誤り及び歳入調定の遅延があり、過年度収入となったものがあった。

イ　収入証紙収納額報告書に誤りがあった。

ウ　資金前渡金の精算にかかる返納手続きについて遅れているものがあった。

エ　補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。

オ　過年度支出が生じた。

カ　交通事故による損害が生じた。

２　財政的援助団体等

⑴　監査対象箇所

	監査年月日
公益社団法人富山県農林水産公社	令和８年９月７日
株式会社富山県総合情報センター	令和８年９月28日
社会福祉法人マーシ園	令和８年９月28日

⑵　監査対象年度

令和７年度

⑶　監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象箇所から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

ア　委託の設計積算に誤りがあった。

令和８年11月９日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番